

# 武田君への処分撤回!

## 文化連盟、東京地裁に提訴!



マイクを持って処分撤回を訴える武田君

# 12・6法大デモ打ち抜く!

12月6日、法大で不当処分と闘う文化連盟の武田雄飛丸君(国文3年・無期停学)を先頭に、処分撤回を求める法大デモが関わりました。

武田君は処分の不当性を訴え国際文化学部へ再審査請求を行うも、教授会は11月27日付けで却下の決定を下しました。ふざけるな! この不当な再審査却下への怒りを燃やし、文化連盟はついに東京地裁への提訴へと踏み切ることを決断。武田君の処分撤回を通じて法大闘争に、さらにそれを通じた全国の新自由主義との闘いに勝利すべく闘いを開始しました。今回のデモはその第一歩です。

武田君はデモ出発前に法大門前で「僕は10月6日の御用学者・大久保利晃の講演会に対して抗議行動を行ったら『授業妨害』をでっち上げられて処分されました。一体、御用学者を批判させないことをもって、どれだけの害悪が福島で垂れ流され



当該の武田君と文化連盟の学生が法大弁護団の藤田城治弁護士、石田亮弁護士と共に東京地裁に提訴!

ているか。」「みなさん。いま学生がなめられています。大学は学生に『ビラを受け取るな、話を聞くな、目をつむれ、耳をふさげ』と言っているわけです。目の前の現実に、ただただ無視することを強要される。これのどこが学問なんですか。」  
「僕に処分を下した教授会は、その後僕に一回も話を聞くことすらせず、再審査を蹴ってきました。彼らの土俵に乗っかって闘っていても我々に明日はありません。是非今日のデモに参加して下さい。新歓も含め、規制をこれ以上強化させないためにも、共に闘っていきましょう。僕への処分を撤回させましょう」とアピール! 処分への怒りを燃やして市ヶ谷一周のデモを行い、その後弁護士と共に東京地裁へ提訴に行きました。(訴状の抜粋は裏面記載)

12・6法大闘争を突破口に2013年、武田君への処分撤回闘争を大爆発させていこう!



総長室前でシュプレヒコール!

# 全学連

## 全日本学生自治会総連合(斎藤郁真委員長)

TEL 03-3651-4861 <http://www.zengakuren.jp/> mail\_cn001@zengakuren.jp

# 武田君への処分撤回裁判訴状（抜粋）

## ●請求の原因

法政大学総長である被告代表者は、原告（武田雄飛丸君）に対し、2012年10月23日付けで、無期停学処分にする旨の懲戒処分を行った。なお、停学処分とは、学生資格すべての停止をいい、停学中は、学内への立入りが禁止され、その他、学内施設の利用等の学生としての利便を享受することができない。

## ●本件処分の概要

原告は、2012年10月6日、被告法政大学人間環境学部が行った人間環境セミナーⅡの教室近辺において、授業を妨害し、他の学生の学ぶ権利を侵害するとともに、法政大学の名誉を著しく毀損した。また、教職員に対し、暴力を伴う恫喝あるいは侮蔑的な言動を繰り返した。原告は、法政大学の秩序維持に努める他の学生や教職員に対し、恫喝あるいは侮蔑的な言動を繰り返し、法政大学国際文化学部職員が、大学祭全学説明会の会場前において、原告の言動を現認した。

19日には学外者とともに、学内秩序を混乱させ、法政大学の業務を妨害した。

上記記載の各行為は、①法政大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する、②法政大学の名誉を著しく毀損する、及び③著しい品行不良で改善の見込みがないと認められる者に該当する。

## ●本件懲戒処分は違法かつ無効である

本件処分の根拠は、いずれも事実に基づかないものであり、また明らかに適正手続を欠いている。

通常、被告で行われる講義では、学生証などの確認が行われておらず、他学部の学生であっても入室できる形で行われているが、2012年10月6日に実施された人間環境セミナーⅡでは、通常とは異なり、教室入り口において、教職員が入室者の学生証を確認し、原告は学部が違うとの理由で入室を拒まれ、原告が「開かれた学校、開かれた精神」を標榜する被告の姿勢としてあり得ないと抗議すると、教職員によって暴力的に校舎内からたたき出された。学ぶ権利を侵害されたのは原告であり、侵害したのは被告にほかならない。

## ●本件処分の目的

本件処分は、上記教授会の4日前になされた「10・19法大解放総決起集会」に対する、被告による見せしめである。

2006年2月末、被告当局は、従来学生が自由に掲示してきた立て看板の規制に乗り出した。そして、学生らの看板の強制撤去が行われる同年3月14日、これに抗議する法大生らの集会に、警視庁公安部200名が退去して乗り込み、学生29名を建造物侵入等で大量逮捕するという大弾圧に出た。「3・14弾圧」は、全員不起訴釈放となったが、被告当局は、これを皮切りに、教育の民営化反対・学生自治の復活を求める学生の声を、警視庁公安部と結託して繰り返し弾圧を加えてきた。

しかし、この度重なる弾圧に、学生らは全く屈することなく、むしろ、それに対する支持は広まるばかりであった。これに対して、被告当局は、警視庁公安部とともに、2009年4月24日に威力業務妨害罪により、同年5月15日には暴力行為等処罰に関する法律違反により、その中心となってきた学生多数を逮捕した。だがこの5・15暴処法弾圧において起訴された学生5名に対し、東京地方裁判所は、2012年5月31日、全員無罪の判決を下した。

同判決以後はさらに、学生を弾圧する被告当局に対する反発の声はさらに高まり、加えて3・11福島原発事故以後の大学の御用学者化への学生からの異議の声が強まる中、被告当局は、さらなる学生に対する管理強化に走り、大学構内での全面飲酒規制をはじめとする被告の自主法政祭規制に乗り出した。これらの規制に対しては、学祭実が行ったアン

ケートでさえ、5割の学生が反対していた。

こうした被告当局の管理強化対して、学生らが反対の声を上げるために企画されたのが、「10・19集会」であった。原告は、その先頭に立って、大学当局に対し反対の声を上げ続けてきた。

## ●「10・19集会」に対する学生の支持

「10・19集会」の当日は、キャンパス中央が閉鎖をはじめ、休校措置までとって教職員が学内を巡回するなど、被告当局による厳戒態勢が敷かれていた。しかし、この厳戒態勢を打ち破り、1000人を超える学生が原告の訴えに耳を傾け、ともに抗議の意思を示した。

今回の無期停学処分はこの10月19日の集会から、わずか4日後に下されている。法大当局は、10月19日に示された法大生の姿に恐怖し、その押さえ込みと見せしめのため原告への処分を下したのである。

## ●法大闘争の経緯

以上の通り、本件処分は、一連の法政大学学生の決起が高まりを見せる中、その弾圧・見せしめを狙って、その先頭に立ち続けた原告を処分したというものである。したがって、本件処分の目的は、一連の法大闘争と、これに対する大学当局と警視庁公安部による弾圧の経過の検討により明らかになる。

この数年来、被告は、かつて「民主法政」と自称してきた学風を完全に投げ捨て、学生に対する管理強化を進めてきた。その根底には、被告当局の方針転換がある。

被告は、都心の市ヶ谷キャンパスに重心を移し、そこに多くの新学部を増設し、大量の学生を入学させ効率よく卒業させることが追求された。学生にはエンプロイアビリティ（雇われる能力）を身につけると迫り、キャンパスでは、学生による政治活動、サークルなどの自主活動、自由な自己主張や表現活動、学生同士のあらゆる横のつながりが敵視され、キャンパスでの飲酒まで禁止された。この大学当局のやり方を批判する学生へは、学内処分や刑事弾圧が乱発されたのである。この間の被告での学生運動の逮捕者が延べ119名、起訴者は33名という異様さは、被告が大学の自治を投げ捨てたばかりか、学生支配の手段として警察権力との結託を積極的に選択し、決定的に変質したことを示している。

## ●小活

被告当局によるキャンパス規制強化とこれを断行するための大弾圧が、被告と学生らの衝突の原因になっている。学生を強制的に支配しようとする被告当局に対し、学生らがピラマキや演説、デモを通じて抗議活動を展開した。それに対し、被告当局が強度の暴力行為を含む違法行為を繰り返し学生側に弾圧と処分が繰り返されてきたのである。

特に、3・11原発事故以降「原子カムラ」の存在として明らかになったように、現在の大学は、政府や大企業に対し奉仕・従属する機関になり下がっている。大学の「営業権」が公然と掲げられ、学生は大学の主人公でなく、大学の「営業活動」の対象となってしまっている。

戦前の大学が国家の出先機関・御用学者となったとき、それは、社会全体の崩壊の道へと進んでいくことは、繰り返されてきた事実である。だからこそ法大闘争は常に、営業活動と学生支配の強行する大学に対して、「大学・教育・学問はこれでいいのか」という問いを常に発してきた。

このような法大闘争の若きリーダーが原告である。原告に対する無期停学処分の目的は、常に先頭で闘ってきた原告を被告キャンパスから排除のためであり、前記「10・19集会」を闘った学生への見せしめの目的であり、さらには、原発事故と再稼働への怒りの中、官邸前・国会前において、数万・数十万の労働者・学生が抗議活動に立ち上がっているが、こうした闘いを、キャンパス内に持ち込ませないための処分であることは明らかである。